

08 税制優遇制度

税制優遇制度①～③のうち1つを選択し申請することが可能です。お問い合わせは下記までお願いします。

①・③の申請について……福井県成長産業立地課 TEL：0776-20-0375 email：k-yuchi@pref.fukui.lg.jp

②の申請について……小浜市税務課 TEL：0770-64-6004 email：zeimu@city.obama.lg.jp

①地域未来投資促進法

対 象 幅広い業種（地域経済牽引事業計画で定める業種）

詳細はこちらを
チェック



国 税 特別償却か税額控除の選択が可能

建物・附属設備・構築物▶



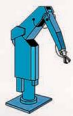
特別償却

取得価額の**20%**控除

税額控除

取得価額の**2%**税額控除

機械・装置▶



特別償却

取得価額の**35%**控除

上乗せ要件を満たせば

取得価額の**50%**控除

税額控除

取得価額の**4%**税額控除

上乗せ要件を満たせば

取得価額の**5%**もしくは
6%税額控除

県 税 以下の2つを免税

不動産取得税

全額免除

固定資産税

3年間・全額免除

※土地建物等1億円超え・農林漁業関連業種は5,000万円超えが対象
※大規模償却資産にかかる固定資産税

市 税

以下のとおり免税

固定資産税（都市計画税を除く）

3年間・全額免除

※土地建物等1億円超え・農林漁業関連業種は5,000万円超えが対象

※市固定資産税の課税免除等は、工場用の建物等とその敷地としての土地（土地については、土地取得後1年以内に工場用の建物の建設に着手した場合の敷地）で、直接対象事業の用に供する部分が対象となります。

※地域未来投資促進法に基づく優遇制度を受けるためには、事前に県の計画承認と国の確認が必要になります。

県の計画承認を希望される場合は、必ず建設着手前に福井県成長産業立地課か小浜市商工振興課までご相談ください。

②原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

対 象 ①原子力発電施設等立地地域（小浜市を含む）
②製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

詳細はこちらを
チェック



県 税 以下の3つを免税

事業税

通常税率を

初年度：**1/2**

2年度：**1/4**

3年度：**1/8**

90%免除

（税率）

固定資産税（倉庫業を除く）

初年度：**0.14%**

2年度：**0.35%**

3年度：**0.7%**

市 税

以下のとおり免税

固定資産税（都市計画税を除く）

初年度：全額免除

2年度：**75%**免除

3年度：**50%**免除

③地方拠点強化税制

対 象 本社機能・オフィスの移転・拡充を行う企業

詳細はこちらを
チェック



国 税

拡充型（地方の本社機能を拡充）

移転型（地方に本社機能を移転）

特別償却

税額控除

特別償却

税額控除

取得価額の
15%控除

取得価額の
4%税額控除

取得価額の
25%控除

取得価額の
7%税額控除

上乗せ要件を満たせば

上乗せ要件を満たせば

特別償却

税額控除

税額控除

取得価額の
20%控除

取得価額の
5%税額控除

取得価額の
8%税額控除

オフィス減税▶
建物の取得額4,500万円
（中小企業1000万円）以上

県 税

拡充型

移転型

不動産取得税▶

90%免除

全額免除

法人事業税▶

3年間・90%免除

3年間・全額免除